

明治三陸大津波と日赤看護婦養成との関連

Relation of Meiji Sanriku Massive Tsunami and Nurse Training of the Japanese Red Cross

細越 幸子 Sachiko Hosogoe (日本赤十字秋田看護大学)

キーワード：明治三陸大津波、日本赤十字社法、日赤看護婦養成、支部看護婦養成上の方針、地方部看護婦養成規則

key words：The Meiji Sanriku Tsunami, Act Governing the Japan Red Cross Association,

Education of nurse by the Japanese Red Cross Society,

Policies for the education of nurses of different branches, Rules for the education of nurses of local branches

はじめに

「東日本大震災」は、2011（平成23）年3月11日午後2時46分頃に発生した東北地方太平洋沖地震によってもたらされた。地震の規模は気象庁の観測史上最大といわれるマグニチュード9.0で、その地震により発生した大津波は、北海道南岸から関東南部まで太平洋の広範囲に及び、特に三陸沿岸地域は壊滅的な被害を受けた。三陸沿岸は、津波の常襲地帯と言われるほど、古くから多くの津波が発生している。代表的なものには、遡ること1144年前の869年に発生したマグニチュード8.3の地震による「貞観の大津波」、117年前の1896年に発生したマグニチュード8.5の地震による「明治三陸大津波」があり、その度にそれまでに体験したことのない甚大な被害を受けている。

国際赤十字は、戦争で負傷した兵士の救護を目的として誕生した。我が国に於いても、日本赤十字社（以下、本社）の前身である博愛社は、「博愛社々則」（1877（明治10）年5月）の第一條に「本社ノ目的ハ戦場ノ創者ヲ救フニ在リ一切ノ戦事ハ會テ之ニ干セス」（日本赤十字社、p.92）と定めて戦場における負傷兵の救護を目的に設立された。

本社は、1880（明治20）年の会津磐梯山噴火に際に救護活動を行って以来、戦時救護に加えて自然災害の被災者にも対応し、人々の困苦を取り除くことを目的として活動を続けてきた。

明治三陸大津波が発生した1896（明治29）年当時の岩手県では看護婦養成教育が行われていなかった為、

日本赤十字社岩手委員会（以下、岩手委員会）から大津波発生時の報告を受けた本社は、直ちに救護班を派遣し、岩手・宮城を中心に救護活動を行った。

本稿では、本社が看護婦養成教育を中央から地方へと展開するに至った経緯について、筆者が修士課程時代に発掘したことを加えて、岩手県を例に述べたいと思う。

I. 明治三陸大津波

A. 明治三陸大津波と被害の状況

明治三陸地震は、1896（明治29）年6月15日、午後7時30分頃発生した。三陸東海岸全海域に涉り強力な地震とその地震による大津波に襲われ、宮城県から北海道までの太平洋側の地域が大きな被害を受けた。特に岩手県の被害が大きく、被災地域は6郡37ヵ町村152部落に亘り、この大津波による死亡または行方不明者22,000名のうちの18,500名が岩手県の被害者である。

その日は、旧暦の5月5日“端午の節句”であり、奉公に出ている人は皆実家に戻り、家族揃って祝い膳を囲んでいる時分に発生した地震であった。

午後6時30分頃ヨリ同7時迄ノ間ニ於テ2回ノ震動アリ同7時30分頃ニ至リテ凡十二三分ニ渉ル長時間ノ弱震アリ間ナク太平洋中即チ盛町ヨリ之レヲ見ルハ西東ノ方向ニ於テ「ド～ン」「ド～ン」ト恰モ大砲ヲ發射シタカ如キ音響アルヤ凡ソ二三分間モ経ツカ経タスニ「ゴー」「ゴー」「コロコロ」ト

宛ナカラ大雷鳴ノ如キ鳴動ト共ニ逆カ巻ク激浪襲撃シ来リ凡ソニ三分ニシテ猶ホ甚シキ洪浪来リ又ニ三分ニシテ第一第二ヨリ稍ニ小ナル激浪アリ然リ而シテ其退潮ノ速カナル事實ニ驚クニ堪ヘタリト云フ（以下略）

（岩手県，1896a）

午後6時30分から7時までの間に2回の振動があった。7時30分頃には凡そ12～13分に渉る長時間の弱震があり、間もなく盛町から見て太平洋の西東の方向で「ど～ん」「ど～ん」と、まるで大砲を発射したかのような音響があり、凡そ2～3分経つか経たないうちに「ごー」「ごー」「コロコロ」という音を立てながら、大きな雷のような振動と音響と共に激しい波が襲撃し、2～3分して尚激しい波が押し寄せた。また2～3分して第一・第二の波より稍に小さいが激しい浪が押し寄せたが、その引き潮は実に驚く早さであった。

津波の高さは、下閉伊郡重茂村で18.9メートル、田老村が14.6メートル、上閉伊郡釜石町は8.2メートル、気仙郡綾里村は21.9メートルと軒並み10メートルを越える津波であった。（写真1）

釜石町の死亡者は全人口の61.9%、一家全滅は67戸、唐丹村では全人口の56.5%が死亡し、一家全滅は47戸という状況であった。（釜石市，1977）。太平洋沿岸は、すべて流失した為に電信電話が不通になり、岩手県庁に連絡が入ったのは翌朝8時30分に青森県庁からであった。

B. 被災地域の救護活動

このような状況にあって、各郡では、救助の方針を立て救助活動に従事した。被害の大きかった田老・重茂地方の郡会議決定の方針は次のものである。

第一 飢餓ノ人民ニ食料ヲ寄与スルコト

第二 負傷者ヲ治療スルコト

第三 死体ヲ搜索スルコト

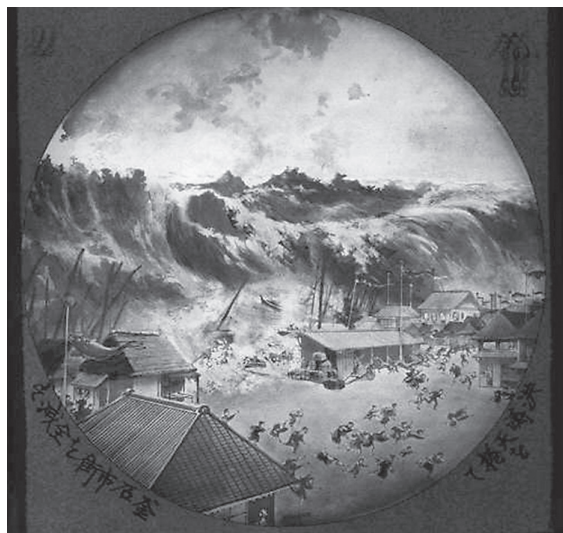


写真1. 釜石市街全滅 仙台博物館蔵

第四 死体ノ埋葬シアルト認ムル潰家ヲ先ニ取片付クルコト

第五 通常潰家ヲ取片付クルコト

（岩手県，1896b）

第一に生き残った人に食料を与えること。次に負傷者の治療を行い、第三に死体を搜索する。潰れた家を片付けるときには、まず死体が埋まっていると思われる家を先に片付け、次に潰れた家を片付けることを方針とした。

生存者に食を与え、治療をして「生命と健康」を守り、死亡した人の搜索は、死体が埋まっていると思われる家から始め、次に潰れた家を片づけるという「人の尊厳」を重んじた救助がなされた。また、役場や警察が流失し無政府状態の気仙郡唐丹村では、鈴木医師が「このままでは臨機の救難をなしとげられない」と「救難憲法7条」を作成した。

「救難憲法7条」

1 総て男子は各家に幾人あるを問わず悉く人夫に出づべき事

1 順番に抛り婦人5人宛負傷者の看護に従事すべき事

1 人夫の内より5人を選び宿直せしめ非常に備うる事

1 順番に毎日豆腐30個を制し負傷者に供すべき事但大豆ならば種子用大豆を用いる事

1 各戸より布団1枚宛を出し負傷者に供する事

1 畳も前条に同じ

1 人夫総数を左に、

内12人は負傷病者の運搬に従事すべき事、内5人は炊事其の他雑役に従事すべき事、其の他は悉く屍体搜索及其処置を為す事

右の命に違反する者は直ちに銃殺すべき事

（巖手公報. 1896.7.5）

家に幾人男子がいようとすべて人夫に出る事。順番に婦人5人は負傷者の看護に従事する。人夫の内から5人選んで宿直として非常に備え、順番に1日豆腐30個を負傷者用に提供すること。但し材料の大豆は種子用のものを用いること。負傷者用に各家から布団1枚と畳1枚を出すこと。人夫総数の内12人は負傷者の運搬、5人は炊事其の他の雑役、その他すべての人は屍体搜索及びその処置に従事する。以上の命に違反するものは銃殺する。

負傷者は、鈴木医師宅に集めて治療した。豆腐用の大豆は、農家にとっては大切な「種子用」で作ることとしたのは、栄養価が高いものを負傷者に与える為であると思われる。「右の命に違反するものは銃殺すべし」とする強い決め事は、緊迫した状況を推測させる。

II. 日本赤十字社の救護活動

A. 本社の目的並びに組織

1. 目的と事業

日本赤十字社は、「日本赤十字社々法」(1887(明治20)年4月制定)(以下、社法)の第1条に目的を、第4条に平時と戦時の事業を規定している。

第1条 目的、名称及び位置

本社ハ戦時ノ傷者病者ヲ救療愛護シカメテ其苦患ヲ軽減スルヲ目的トス

本社ハ日本赤十字社ト稱シ本部ヲ東京ニ置ク

第4条 戦時及び平時ノ事業

本社ハ第一條ノ目的ヲ達スル為メ左ノ事業ヲ執行スルモノトスル

第一 平時ニ於テハ傷病者ノ救護ニ適応スヘキ人員ヲ養成シ物品ヲ蒐集シ努メテ戦時ノ準備ヲ完全ナラシムル事

第二 戦時ニ於テハ軍醫部ニ附随シテ之ヲ幫助シテ傷者病者ノ救護ニ盡力スル事

(日本赤十字社, 1911, 159-160)

社法の第1条には、「本社は戦時の傷者病者に医療を施し保護することに努め、その苦しみを軽減すること」を目的とし、「本社は、日本赤十字社と称し本部を東京に置く」と規定した。第4条には、本社の事業を「平時は救護員の養成と物品を収集、戦時においては、軍医部に付随して傷病者の救護に尽力する」と規定している。しかし、翌1888(明治21)年の会津磐梯山噴火の際に、昭憲皇太后陛下の内示により救護班を派遣し救護活動を行ったことから、1892(明治25)年に開かれた第6回社員総会の席で、本社の事業に「臨時天災ノ場合ニ於ル負傷者ヲ救護スル事」を加える決議がなされ、以来、本社の事業に平時の救護活動が加えられた。

2. 本社の組織

日本赤十字社は、事業を円滑に行うために、各県には地方委員及び支部を置いた。「地方委員及支部」については、社法第9条に規定している。

第9条 本社団結ノ主義ヲ普及セシメ本社ト地方トノ聯絡ヲ密ニシ事業ノ執行ニ便セン為メ各府縣ニ地方委員ヲ置ク 地方委員ノ他樞要の地ニハ特ニ支部ヲ置クコトアルヘシ

(日本赤十字社, 1911, 162-163)

本社と地方が団結し、連絡を密にして事業の執行を容易にするために各府県に地方委員を置き、樞要の地には特に支部を置くことがあると規定し、支部は、広

島県、愛媛県、京都府に設置された。

支部設立の要件は、「支部設立の内規(1887(明治20)年11月)」に規定されている。

- 1 支部設立ヲ請求スルトキハ其府縣管内社員ノ年釀金3千圓以上ノモノニカギリ之ヲ承認スヘキコト
- 2 支部ニ於テ平時其制限内ノ収入金ヲ使用スルハ主トシテ看護婦養成及救療機器準備ノ費途ニ充テシムヘキコト(以下略)

(日本赤十字社, 1911, p.225)

支部を設立する時は、その府県管内の「社員の年釀金が3,000円以上であること」、支部における平時の収入金の使途は「看護婦養成と病院で使用する救療機器の購入費用に充てること」と規定し、支部は看護師養成と病院を持つことができたが、委員部は看護師の養成並びに病院を持つことは不可能であった。委員部は、1887(明治20)年10月に、東京・山形・石川・島根・岡山・徳島の1府5県に設置され、翌1888(明治21)年11月には、秋田・群馬・新潟・岩手に設置された。

岩手県は委員部組織であることから看護師養成に着手していない為、明治三陸大津波の被災地に看護師を派遣できず、救護員の殆どは本社の応援によるものであった。(表1)

B. 気仙郡における負傷者救護の状況

津波の報を受けた岩手委員部は、救護班(委員部医員、看護人、書記)を派遣した。6月17日午後6時に気仙郡に到着した救護班は、直ちに廣田・小友・松崎等順次に救護活動に着手した。

本社は、6月15日の「岩手県沿岸の部落が海嘯罹災」の報に数個の救護班を編成し、直ちに1個班を派遣した。

6月23日、岩手委員部は、一応の救急処置を終えたとして、盛・赤碕・綾里・越喜來・唐丹・小友に救療所を設け、医師を配置して駐在治療を開始した。(写真2)6月25日には、救療事業が8割方終了と見做

表1. 三陸大津波. 救護班の活動場所と参加人数

	日本赤十字社				一般			
	岩手	宮城	青森	計	岩手	宮城	青森	計
医員	42	31	6	79	46	74	0	120
看護人	33	1	7	41	60	22	2	84
看護婦	31	28	0	59				
篤志看護婦					29	55	0	84
篤志看護補助					0	33	0	33
計	106	60	13	179	135	184	2	321

数は延人数

「日本赤十字社史稿」(1911)に基づき作成

され、6箇所の救療所を閉鎖し、「盛」と「唐丹」の2箇所に仮赤十字病院を設置した。盛町仮赤十字病院（以下、盛町治療所）は、委員部医員1名、軍医3名が医療活動に従事した。

本社派遣の救護班は、上野から一関迄汽車で、一関から盛までは人力車等を使い、盛町に到着まで丸二日を要した。

<盛町治療所における活動>

盛町治療所は、洞雲寺に設置された。洞雲寺は、盛町の南端の高い位置にあり、三面を小岳に接して田畑に面して、一面は坂道を降りると市街に出る位置にあった。

盛町治療所の構造は、堅牢な木造で、床下・天井共に高く換気法に適しており、治療所としては最適であった。本堂と12の付属室を利用し、「病室」「医局」「薬局」「手術室」「外来患者診察所」「事務室」「受付」「炊事室」に区別した。病室は、「外科重病室」「外科軽病室」「内科病室」「最重病室」とし、最重病室は医局の近くであった。出入口は「患者出入口」と「職員昇降口」を区別している。

病室等の管理は次のように行われた。

病室の整理並びに清潔法…病室の整理・清潔は衛生委員を決めて院内一般の衛生を管理し、室外・トイレは衛生委員と小使が担当し毎日清掃した。便の堆積に注意し、毎日石灰を散布した。

患者の被服及寝具…寝台は畳を敷き、外科重症患者と最重症患者には藁のみを用いた。寝具は、患者一人に敷布団1枚と赤十字が配布した毛布2枚で、夜は5・6人で一つの蚊帳を用いた。

衣服は、寄贈による単衣と袴を各1枚与えられたが、この地方では衣服を重ね着する習慣があり、盛夏にも拘らず汚れた袴或は綿入れを着ており、清潔な単衣を着る者は稀であった。衣服は汚れた時に取り換えた。

患者の清潔…軽症者は毎日入浴し、重症者は看護師

が毎日清拭した。

患者の運動…担当医の許可を得て適宜行い、面会は「面会規則」により許可した。

食事…献立により寺院内の庫裡で調理し、当直医師が検査をしてから配膳した。

飲み水は、水質検査の結果、澄んで質の良いお寺の水を用いた。

看護体制…命令系統は明確であり、看護師長は医師の命に従い、看護師を指揮した。

看護師は、医師及び看護師長の指揮の下に、受け持ち患者の看護、病室の衛生管理を行った。

看護師の勤務時間は、朝5:00～夜7:00迄。夜間は4名勤務し、半夜交代で不寝番である。

看護師の配置は、最重症者1～2人に看護師1人、重症者3～4人に看護師1人、軽症者6～8人に看護師1人、外来勤務は、患者数にかかわらず看護師1人であった。

以上のように、一瞬にしてすべてを失った非常事態の仮設病院に於いても、本社から十分な医療機器と薬品並びに生活用の物資が補給され、また医師や看護師の派遣により、本社病院と同様の看護がなされていたと思われる。

C. 下閉伊郡における負傷者救護の状況

この地域は、平常医師が少ない。罹災当時は被害の少ない地区の医師が、器械や薬品が不十分な中で姑息な治療をしていたところに、本社から医師及び看護師並びに看護人等が派遣され、また他県からの助成として来県した医師もあり、医師不足を感じることなく救護活動が行われた。

救助の方法としては、宮古と山田に仮赤十字病院（以下、宮古治療所、山田治療所）を設置し、その附近の村落を医師が巡廻して自宅で治療している患者を治療し、重傷者で手術が必要な患者を仮病院に搬送した。

宮古治療所を設置した宮古高等小学校の校舎は、宮古市内の北端にあり、東北西は山、南に市街の一端を見下ろす丘の上にある2階建の建物で、教室に多くの患者を収容するのに適していた。

教室は「医員室」「治療室」「調剤室」「事務室」「患者室」に区分し、患者室は、「婦人患者」「軽症患者」「重症患者」「最重症患者」用とした。

宮古治療所には医師5名、調剤員2名、看護師10名、看護人4名が駐在した。看護師の増員により、患者の看護、手術の介補等は一切看護師の業務とし、器械・繃帯材料・寝具の出納・患者収容病室の取り締まり等は一切看護人の担当とした。

本社派遣の救護班は、東京から盛岡までは汽車で、その先は山を越えて宮古まで徒歩であった。（写真3）

萩原タケ子姉の救護班は、7月23日に東京を発ち、24日盛岡に到着。途中、松草と茂市に2泊して26日に宮古に到着し、さっそく午後から勤務に就いた。



写真2.「罹災負傷者救療所」仙台博物館蔵



写真3. 大津波の負傷者救護の看護婦生徒

「赤十字愛に輝く萩原タケ子の生涯」によると、「最初に着いたときには、尚、三百余人の負傷者が流れ残った家々に集合して呻きあっていて殆ど手の施しようが無い状態からの活動」であった。

(齊藤弴花, p.119)

大津波による被災者救護の活動は、6月16日に始まり9月18日まで続いたが、本社の救護員は8月15日に引き上げるようになった。

高等学校ノ病院ヲ閉鎖セシハ八月十二日頃ニシテ山田及各出張所ハ之ヨリモ早カリシ残患者ハ二十余人モアリシカ之等ハ他所ニ移シ地方医ニシテ治療シタリ赤十字ノ看護婦去リシ後チ患者看護ナキ為メ預メ地方人ヲシテ修得セシムルノ必要アリ巡查ノ妻二人郡長ノ伯母ト娘トトモニ率先シテ入院セシニヨリ四方ヨリ志願者続出スルニ至リタリ

(岩手県, 1896b)

8月20日頃に高等学校にある宮古治療所が閉鎖するが、山田や他の出張所はそれよりも早い閉鎖である。まだ入院中の患者二十余人は他に移して地方医が治療することになる。

赤十字の看護師が帰ってしまうと患者の看護ができる人がいなくなるので、この地域に住む人に看護を修得させる必要がある。と、巡查の妻二人と郡長の伯母と娘が住民の先に立って入院したところ、周囲から志願者が続出した。

入院して看護師の看護を実際に受けて、看護の仕方を学び、赤十字の看護師が東京に帰った後は自分達が患者の看護をしようという考えであったことが想像できる。

1896(明治29)年7月29日の「三陸海嘯救護書類」に、「新渡戸ハマ子(郡長令嬢)、星川ウメ(郡長令妹)、徳田トリ(巡查婦人)、藤本タマ(巡查婦人)ノ4

名ハ篤志看護婦志願トコロ 本日ヨリ岩手委員部篤志看護婦トシテ本社派遣看護婦指導ノ下ニ看護勤務ヲ許ス」

(日本赤十字社, 1896)

との記録があることから、入院して患者の立場で看護を学ぼうとした4名は、篤志看護婦として、本社派遣看護師の指導のもとで勤務し、看護の学びをすることができたと思われる。

また、1896(明治29)年8月1日(土) 巖手公報に次の記事が掲載されている。

「赤十字救護員の引き揚げ」

東閉伊郡山田仮病院へ出張中なる赤十字医員及び看護婦の一行は、同港より海路八戸へ出て、同所より海事にて帰京の途次、昨日午後1時25分当停車場を通過せり。

東閉伊郡山田仮病院に出張中であつた赤十字の医師と看護師一行が山田港から海路八戸へ出て、八戸から海路で帰京する途中、昨日午後1時25分に山田の停車場を通過した、というものである。“帰京途中の赤十字の医師と看護師が乗った汽車が山田駅を通過した”というだけことが新聞記事になったのである。

このことは、被災した地域住民にとって、医療や看護を受けた赤十字の医師並びに看護師の存在がいかに大きなものであつたか、また、お互いの信頼の深さがこの記事に表れたものと考えられる。当時の「巖手公報」には、連日、日本赤十字社社員の志願者氏名が寄付の金額とともに報道されている。この非常事態に受けた本社の医療と生活支援そして医師と看護師の活動が地域住民の心に届き、赤十字活動の趣旨に賛同した結果であると思われる。

Ⅲ. 日本赤十字社の地方における看護師養成

本社は、「本社病院ノ設立ハ看護婦養成ヲ以テ第一ノ要件トナシタルモノナリ」(日本赤十字社, 1911, p.750)という考えから、1888(明治19)年11月に「日本赤十字社病院」を設立した。本社病院が開業し看護師養成の準備が整ったとして、社法第4条に準拠して「看護婦養成規則」(明治22年6月)を制定し、1890(明治23)年4月に「日本赤十字社看護婦養成所」を開設して戦時救護を目的に看護師の養成教育を開始した。

A. 支部における看護師養成

支部における看護師の養成は「本社病院に委託する方法」と「支部病院で養成する方法」があつた。1890(明治23)年に京都支部、広島支部、愛媛支部が本部に委託し養成を開始した。1893(明治26)年には、京都・広島・愛媛・大阪の各支部が養成規則を作り看護

師養成を開始した。先に本部で委託養成した模範看護婦は、生徒取締または教生助手として看護師養成教育に携わった。

1887(明治20)年代の本社は、1894(明治27)～1895(明治28)年の日清戦争に大きな影響を受けている。日清戦争による看護師不足から、16支部1委員部が速成法による看護師養成に着手した。しかし、修学期間は2～3か月と支部によりさまざまであり、1年を超えるところはなかった。卒業後は予備病院に勤務するものの、就学期間が短いことから学術技能が劣り、実際の勤務に不便困難を生じた。そこで、本社は、「戦時救護に従事する人員不足と看護師の質の向上の必要性から、各支部が教育の程度を均一の方法で養成することは急務である」として、「支部看護婦養成上の方針」を定め、1895(明治28)年12月に各支部に通牒した。

B. 「支部看護婦養成上の方針」

- 1 各地方ニ於ケル看護婦ハ従来、大凡1年以内の養成に過キス而シテ明治27・28年戦役ニ際シテハ其養成ニ6箇月以内ニシテ何レモ完全ナル者ニアラス故ニ自今各地方に於テ均一ノ科程ヲ以テ看護婦ヲ養成スルコト
- 2 翌29年4月マテニ、養成規則ヲ發布シ教科書ヲ編纂シ、各支部ハ従来ノ養成規則ヲ廃止スル事
- 3 目下、養成中ノ生徒ハ学期ノ畢ルマテ舊規則ニ據リ養成ヲ継続スルコト
- 4 今後募集スヘキ者ハ新規則及教科書發布マテ姑ク募集ヲ中止スルコト
- 5 従前ノ卒業生ニシテ既ニ解散セシ者ハ本人ノ身上 支障ナキ限りハ更ニ新規則ニ拠テ養成シ完全ナル看護婦タラシムルコト
- 6 新規則發布ニ先チ卒業スル者ハ学科補習又ハ実地服務等ヲ以テ適宜其業ヲ継続セシメ更ニ新科程ニ就クノ道ヲ與フルコト

(日本赤十字社, 1911, 768-769)

本社は、速成法による看護師の養成期間は、6か月以内であり、完全なものではなかったという反省のもとに、明治29年4月迄には各地で施行する「看護婦養成規則」を發布し、「教科書」を編纂し、各支部は従来の養成規則を廃止すること。現在修学中の生徒は現在の規則により養成を継続し、これからの募集は、新規則と教科書ができるまで中止すること。すでに卒業した者であっても、本人の身上に差支えない限り、新規則で養成し完全な看護婦であるようにする。これから卒業しようとする者には、学科又は実地等適宜学びを継続して勉強する道を与えること。

以上のように、本社は、これから入学する生徒は勿論のこと、現在養成中の生徒や既卒の者に対しても教育の道を準備していた。

C. 「日本赤十字社地方部看護婦養成規則」

「支部看護婦養成上の方針」を制定した翌年、1896(明治29)年5月に「地方部看護婦養成規則二十四條書式六号」を設定した。養成規則の要項は、修学期を2箇年に、義務制約年限を15箇年に短縮し、候補者規定を除き、学資を4圓に減じた外は、概ね本部の養成規則に準拠したものであった。

(日本赤十字社, 1911, 769-770)

「地方部看護婦養成規則」

- 1 看護婦ノ養成ハ其地方公立又ハ私立病院ニ特約委託シ以テ戦時又ハ天災ニ於ケル傷病者ノ救護ニ備フ
- 2 看護婦ハ卒業後満15年間戦時又ハ天災ニ際シ本社又ハ其所管地方部ノ召集ニ応シ救護ニ従事スヘキモノトス
- 3 生徒志願者ノ資格
年齢20年以上30年以下ノ独身者ニシテ修学期間家事ニ係累ナキ者
身長4尺6寸以上ノ者
体格強健、性質淳良、品行方正ナル者
高等小学校卒業者若クハ同等ノ学力ヲ有スル者
(以下略)
- 4 修学年期ハ2箇年トシ之ヲ前後ノ2学年ニ分ツ前1年ハ専ラ学業ニ就キ後1年ハ実務に服シ以テ其習得シタル学科ノ応用ニ熟練セシムヘシ
- 5 前学年ヲ別テ2期トナス其毎1期間ニ於ケル授業ノ科目ト程限ハ本社所定ノ看護学教程ニ拠リ適宜之ヲ定ムヘシ
- 6 (略)
- 7 看護婦ハ其所管ノ地方部ニ於テ毎年一回召集シ2週間以内看護法ヲ復讐セシメ其旅費及滞在日当(召集地在住ノ者ハ日当ノミ)ヲ支給ス
- 8 看護婦養成ニ関スル職員ハ其必要ニ随ヒ各地方部長ニ於テ専嘱シ本社長ヘ申告スルモノトス其職員ハ左ノ如シ
 - 1 看護婦養成委員長 1名
 - 2 看護婦養成委員 1名又ハ2名
 - 3 教員 若干名
委員長ハ公私立病院長ニ委嘱シ又其地方部ノ状況ニ由リテハ地方部長ノ適当ト認ムル準備医員又ハ開業医等ニ委嘱スルコトヲ得(以下略)
- 9 明治27・28年戦役ニ際シ速成法を以テ実地救護ニ従事シタル看護婦ニシテ其成績良好ナル者ハ入学資格及体格ノ外学術試験ヲ要セス入学セシムルコトヲ得

(日本赤十字社, 1911, 770-771)

冒頭に、「看護婦の養成は、地方の公私立病院に特約委託し、戦時または天災の救護に備える」と規定し、病院を持たない支部でも公私立病院に特約委託することにより看護師養成を可能にした。

修学期間は、2年間で前1年は学科を、後1年は実務とし、既習の学科の応用に習熟すること。前1年を2期とし、授業科目は、本社所定の「看護学教程」をもって教育する。卒業後は、支部が旅費・日当を負担して毎年一回召集し、1～2週間看護法の復習をする。看護師養成に関わる職員（看護婦養成委員長1名、看護婦養成委員1名又は2名、教員若干名）を地方部長から社長に申告する。教員若干名は、公私立病院又は準備医員は開業医に委嘱する。速成法で養成され、日清戦争における救護に従事した看護師で成績の良好な者は無試験で入学する事ができた。

特記すべきことは、支部が旅費並びに滞在費を負担して卒業生を年一回召集し看護法の復習の機会を持っていることである。日常の看護活動は勿論のこと、救護活動に従事する時はいつでも必要にして良い看護を提供する事ができるようにとの配慮であったと思われる。

また、本社は看護学教程を編纂することにより、日本全国どの地域においても同じレベルの教育を行うことを目指した。

IV. 地方における日赤看護師養成教育の開始

岩手支部は、1897（明治30）年9月に「日本赤十字社岩手支部看護婦養成所」を開設した。本社が地方に向けて展開した「赤十字看護師養成」について、岩手県を例に養成開始の経緯をみる。

A. 1887（明治20）年代の岩手県内の医療環境

明治20年代の岩手県における医療施設は、1889（明治21）年には県立病院が1施設、公立病院が16施設、私立病院が3施設あったが、1895（明治28）年には、私立病院11施設のみになった。

医療従事者としては、医師・薬剤師・産婆・鍼灸が記録にあるが、看護師はない。1896（明治29）年の医療者数は、医師528名、産婆252名であった。医師は、人口1,000人に対して0.7人という状況で、四国4県に匹敵する面積を有する岩手県において、無医地区は珍しい事ではなかった。

（岩手県，1965，1010-1013.）

唯一つの県立岩手病院は、1886（明治19）年4月1日に開院し、僅か2年間の営業だけで、1888（明治21）年3月に閉鎖することになった。

県立岩手病院の閉鎖については、県議会に於いて議論の末の決定であった。

地方税で県立病院を盛岡に設置したことに利益が

ないことだとはいわないが、県立岩手病院の益を蒙るのは盛岡に住む人だけであり、郡部にあるのは、病院運営のために盛岡の住民と同じく地方税を負担しても同じ利益を得ることはない。（以下略）
（岩手県，1888）

という理由など、1888（明治21）年の県会会議において、賛否両論激しく議論のうえ、廃止が決定され、1888（明治21）年3月に県立岩手病院を閉鎖するに至った。

1896（明治29）年における県内の病院は、私立病院11施設だけであった。

B. 岩手県の対応

1896（明治29）年6月の大津波で大きな被害を蒙った岩手県は、12月の県会において、服部一三知事の「私立病院を開設する目的で岩手病院の土地建物その他一切の物件貸下を願ひ出るものがある時には、1897（明治30）年4月以降貸し付ける」という諮問に対して、1896（明治29）年12月25日に、岩手県議会議長は次の条件を以て答申した。

貸下の条件

- 1 貸下ノ物件ハ土地建物及書籍機械器具トス
 - 1 (略)
 - 1 使用料ハ之ヲ徴セス無料貸付ス
 - 1 貸付ヲ受ケタル私立病院ハ一般醫療ノ外醫學生産婆及看病婦養成ノ道ヲ計ルヲ要ス
 - 1 貸付ヲ受ケタル私立病院ハ醫學士以上ノ醫師ヲシテ院務ヲ擔當セシムルヲ要ス
- （以下略）

（岩手県，1896c）

私立病院を開設する目的で、岩手病院の土地建物その他一切の物件貸下を願ひ出る者がある時は、「一般の医療だけでなく、医学生・産婆・看病婦の養成をすること、医学士以上の医師によって診療をすること」であれば、土地建物書籍機械器具を無料で貸下するというものである。

「地方税はどの地方の住民も等しく納めるが、県立病院の益を受けるのは盛岡の住民だけである」ということを理由に廃止した病院を、「医療を提供し医師・産婆・看病婦の養成をするのであれば一切無料で貸下する」という県議会の決定は、6月15日の未曾有な三陸大津波の被災地に派遣する看護師がいない体験から、救護要員即ち医師や看護師、助産師の必要性を強く感じたことによるものであると推測することができる。このことから、「医師・看護師・助産師の養成を条件に県立病院の土地建物および器具器械を無料で貸下する」という県議会の決定は、一瞬にして壊滅状態と化した大災害を体験した岩手県の災害対策の一つであったとも考えることができる。

C. 日本赤十字社岩手支部の対応

本社の地方組織として、1888（明治21）年に設置された「岩手委員部」は、病院や看護師養成所を持つことができなかつた為に、当時の岩手県には看護教育を受けた看護師は存在しなかつた。津波被害の報を受けた岩手委員部は、準備医員、看護人を派遣し、本社から医師・看護師の応援を得たことから看護師の必要性を実感したものと考えられる。

一方、三陸大津波から15日後の1896（明治29）年7月1日に、「日本赤十字社支部規則」の全面改正が施行され、「岩手委員部」は「日本赤十字社岩手支部」（以下岩手支部）となり、看護師養成が可能になった。明治29年の岩手支部は病院を持たないが、「地方部看護婦養成規則」により、私立岩手病院に特約委託して、看護師養成教育を開始することになる。

D. 約定書

岩手支部は、1897（明治30）年4月20日に岩手県から貸下を受けて開院した私立岩手病院と委託協約を結び、9月5日に「日本赤十字社巖手支部看護婦養成所」を開設した。その際に交わした私立岩手病院と岩手支部との約定書は現存しないが、「明治32年8月26日付収第1286号」の約定書の依頼文によると、「満1年の契約であること」と「継続して」と書かれてあることから、「明治32年8月26日付収第1286号」と同じ内容の約定書を交わして教育を始めたものと推測する。

約定書

日本赤十字社岩手支部看護婦養成上ニ關シ全支部及岩手病院設立者ノ間ニ於テ左ノ事項ヲ約定ス

- 1 日本赤十字社岩手支部準備看護婦ノ養成ハ岩手病院ニ依託スルモノトス
- 2 岩手病院ハ日本赤十字社岩手支部看護婦養成所ノ教室及事務室、生徒控室、寄宿室等無料ニテ相當ノ場所ヲ供スベシ但病院ノ都合ニ依リ養成上差支ナキ限りハ支部ト協議ノ上室ノ変更ヲナスコトヲ得
- 3 準備看護婦養成ニ関スル教員以下ノ職員ハ看護婦養成委員長岩手病院長ノ推薦ニ依リ支部長之ヲ囑託スルモノトス但職員ハ無報酬ナリ岩手支部ヨリ年末又ハ臨時ニ若干ノ慰勞金贈與スル事アルベシ
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 看護婦生徒實務修學ノ際ハ岩手病院ニ於テ其院治療患者ニ就キ實地練習セシムルモノトス
- 7 (略)
- 8 (略)
- 9 岩手支部ハ岩手病院ノ門柱ニ日本赤十字社巖手支部看護婦養成所ト記シタル標札ヲ掲クルモノトス

10 (略)

(日本赤十字社岩手県支部秘書綴. 1899)

約定書は10条からなり、岩手支部長末弘直方と私立岩手病院設立者三田俊次郎、三浦直道の3者の間で交わされている。

岩手支部準備看護婦の養成は岩手病院に依託すること、岩手病院は岩手支部看護婦養成所の教室及事務室、生徒控室、寄宿室等を無料で提供する。但し、病院の都合で場所を変更する時は、養成上差し支えない限り支部と協議の上変更することができる、教員以下の職員は看護婦養成委員長である岩手病院長の推薦により支部長が囑託し、無報酬であるが年末や臨時に若干の慰勞金を贈ることがある、看護婦生徒實務修学の際は岩手病院で治療している患者に就いて實務練習をさせるものとする、岩手支部は岩手病院の門柱に「日本赤十字社巖手支部看護婦養成所」と記した門標を掲げる、という特約協約を結んでいる。

教育に必要な教室や宿舎などを確保し、病院の都合で教室等を変更するときには、支部と協議の上教育に差し支えないように行うなど教育環境を整え、生徒は入院患者に添って看護の實際を学ぶこと、また岩手病院の門柱に門標「日本赤十字社巖手支部看護婦養成所」を掲げる等、現代にも通用するような看護師養成教育を中心にした約束ごとが117年余も以前になされていた。これは、看護師の養成を第一とする本社の看護師養成教育に対する信念であるといえる。

E. 「日本赤十字社巖手支部看護婦養成所」の開設

「日本赤十字社巖手支部看護婦養成所」は、戦時又は天災時の救護員の養成を目的とした。

開設当時の看護師養成に関する記録は現存しないが、1896（明治29）年制定の「日本赤十字社地方部看護婦養成規則」に準拠したものと推測する。

志願者の資格は、20歳以上30歳までの独身者で家事に係累なき者、体格は身長4尺6寸以上で身体強壯、性質淳良なる者、従来履歴品行に尤むべきところなき者、高等小学校卒業者若しくは之と同等の学力を有する者とし、修学年期は2年間であった。前半の一年は学科、後半の一年は実務である。学科内容は、「日本赤十字社地方部看護婦養成規則」の制定と同時に発行した「看護学教程」により行われたものと思われる。その教育課程は以下のものである。

- | | |
|-----|-------------|
| 第一編 | 日本赤十字社旨及組織、 |
| 第二編 | 解剖学及生理学、 |
| 第三編 | 看護法、 |
| 第四編 | 治療介輔、 |
| 第五編 | 手術介輔、 |
| 第六編 | 包帯法、 |
| 第七編 | 外科機械、 |
| 第八編 | 救急処置、 |
| 第九編 | 衛生大意 |

「日本赤十字社巖手支部看護婦養成所」の第一回生10名の看護師養成教育は、明治30年9月5日に私立岩手病院内に設置した看護婦養成所において開始した。

開校式並びに入学式の様子は、式場の配置、装飾、来賓、参加者と座席、入学生の宣誓、養成所長の式辞等が詳細に巖手公報に報道されたことは、県下で初めての看護師養成所の開校であることと岩手県民の赤十字看護師養成に対する期待であると考えられることができる。

むすび

本稿では、日本赤十字社が明治23年に開始した看護師養成を中央から地方に向けて展開した経緯を、日本赤十字社岩手支部における看護師養成開始の例を通して述べ、以下のことが明らかになった。

- 1 日本赤十字社の地方における看護師養成教育は、「社法第4条と第9条」に準拠している。第4条に基づき「看護婦養成規則」が制定され、支部は第9条に基づき看護師養成教育を開始した。
- 2 本社は、日清戦争の際に看護師不足対策として行った「速成法による看護師養成」の反省から、1895（明治28）年12月に「支部看護婦養成上の方針」を制定し、それ以後に入学する生徒、速成法による課程で養成中の生徒、そして卒業した者についても完全な看護師への道を用意していた。
- 3 本社は、1896（明治29）年5月に「地方部看護婦養成規則」を制定した。その結果、病院を持たない支部は、公私立病院に委託することにより看護師養成が可能になった。
- 4 岩手委員部は、三陸大津波の半月後の1896（明治29）年7月1日の「日本赤十字社支部規則」の改正により、「日本赤十字社岩手支部」と称し、看護師養成が可能になった。

- 5 岩手支部は、私立岩手病院と委託協約し、1897（明治30）年9月5日に「日本赤十字社岩手支部看護婦養成所」を開設した。
- 6 「地方税は等しく納めるが、県立病院の益を受けるのは盛岡の住民だけ」という理由で廃止した県立病院を「医療を提供し、医師・産婆・看護婦の養成を条件に、一切無料で貸下する」という県議会の方針は、救護要員養成の必要性を強く感じた“岩手県の災害対策の一つ”と考えることができる。
- 7 日本赤十字社の「地方部」における看護師養成教育は、修学期間、義務制約年限、候補者規定、学資等は「本部」と異なるが、教育課程は概ね本部と同じであった。
- 8 本社は、どの地域においても同じレベルで質の高い看護師を養成しようとしていた。

引用文献

1. 岩手県（1888）. 県会議事録概要.
2. 岩手県（1896a）. 巖手縣海嘯誌.
3. 岩手県（1896b）. 岩手県海嘯状況調査書.
4. 岩手県（1896c）. 岩手県通常県会議事録. 明治29
5. 岩手県支部（1899）. 日本赤十字社岩手県支部秘書綴（明治32年8月2日付収1286）.
6. 岩手県（1965）. 岩手県史第10巻. 近代編. 盛岡：杜陵印刷
7. 釜石市編纂（1977）. 釜石市誌 通史.
8. 日本赤十字社（1896）. 三陸海嘯救護書類.
9. 日本赤十字社（1911）. 日本赤十字社社史稿（第一巻）.
10. 齊藤甲花（1989）. 赤十字に輝く萩原タケ子の生涯. 東京：大空社.
11. 三陸町史編集委員会（1889）. 三陸町史 第4巻・津波編. 盛岡：川口印刷.